(この条例の趣旨)

第1条 <u>この条例</u>は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 <u>この条例</u>において「入場者」とは、興行場の施設内に立ち入る者をいう。
- 2 <u>前項</u>に規定するもののほか、<u>この条例</u>における用語の意義は、法における用語の意義による。

(興行場の設置の場所及び構造設備の公衆衛生上必要な基準)

- 第3条 法第2条第2項の条例で定める興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、容易に汚水を排出することができる場所であることとする。
- 2 法第2条第2項の条例で定める興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、別表第1のとおりとする。
- 3 市長は、興行場の特殊性等により<u>前2項</u>に規定する基準によることが適当でないと認めるときは、当該興行場の 公衆衛生の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

- 第4条 法第3条第2項の条例で定める基準は、<u>別表第2</u>のとおりとする。
- 2 <u>前条第3項</u>の規定は、<u>前項</u>に規定する基準について準用する。この場合において、<u>同条第3項</u>中「公衆衛生」とあるのは、「入場者の公衆衛生」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

- 第5条 営業者は、<u>次の各号</u>に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 営業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名)
 - (2) 興行場の名称
 - (3) 興行場の構造設備
 - (4) その他規則で定める事項

(廃業等の届出)

- 第6条 営業者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、<u>当該各号</u>に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 興行場営業を廃止し、休止し、又は再開したとき 当該営業者
 - (2) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者
 - (3) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(遵守事項)

- 第7条 営業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 喫煙所及び便所の位置並びに水を飲用に供する設備の設置場所を入場者の見やすい場所に表示すること。
 - (2) 観覧者の定員を興行場の入口に表示すること。
 - (3) 観覧場内での喫煙を禁止する旨を入場者の見やすい場所に表示すること。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

1 一般的な構造設	(1) 排水口、通気口その他これらに類する箇所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する
備の基準	ことができる設備が設けられていること。
VHI V Z ZZ T	(2) 興行場の外部に開放される窓及び換気口は、昆虫等の侵入を防止することができる
	構造であること。 (3) 容易に清掃を行い、及び汚水を排出することができる構造であること。 (4) 野外に設けられた興行場には、適当な場所にごみの集積場及び水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)を飲用に供する設備が設けられていること。
2 観覧場の構造設	(1) 観覧場と舞台とが適切に区画されていること。
備の基準	(2) 2階以上の階に設けた観覧場の前端は、じんかい等の落下を防止することができる構造であること。

3 便所の構造設備の基準	性別ごとに区分された水洗便所で次に掲げる構造のものが設けられていること。 ア 清浄な水が供給される流水式の手洗設備が設置されていること。 イ 便器は、不浸透性の材料で作られていること。 ウ 小便器は、1人当たり0.55メートル以上の幅が確保され、それぞれ区画されている こと。 エ 便器の個数は、規則で定める数であること。
4 換気に関する構造設備の基準	 (1) 喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が当該喫煙所以外の場所に流出しない構造であること。 (2) 観覧場(地下にあるもの又は床面積が400平方メートル以上であるものに限る。以下「特定観覧場」という。)には空気調和設備が、喫煙所、便所その他の空気が汚染されやすい場所には専用の機械換気設備が、これら以外の場所には空気調和設備又は機械換気設備が設けられていること。 (3) 空気調和設備及び機械換気設備は、次に掲げる機能及び構造を有するものであること。 (3) 空気調和設備及び機械換気設備は、次に掲げる機能及び構造を有するものであること。 ア 観覧場においては、床面積1平方メートル当たり1時間につき60立方メートル以上の空気の換気を行うことができること。 イロビー、廊下その他の入場者が利用する場所(以下「ロビー等」という。)においては、床面積1平方メートル当たり1時間につき15立方メートル以上の空気の換気を行うことができ、かつ、常時清浄な外気の給気又はロビー等内の空気の排気を行うことができること。 ウ 観覧場の客席における気流を、1秒につき0.5メートル以下に保つことができる給気口を有していること。 (4) 有毒ガスが発生するおそれがある暖房設備が設けられていないこと。
5 照明に関する構 造設備の基準	次に掲げる場所の区分に応じ、当該ア又はイに定める照度を有する照明設備が設けられていること。 ア 観覧場 床面から0.8メートルの高さにおいて100ルクス(上映中又は上演中にあっては、客席の床面において0.2ルクス)以上 イ ロビー等 床面から1メートルの高さにおいて100ルクス以上
摘要 仮設又は臨時の興行場については、第1項第4号、第3項、第4項第2号及び第3号並びに第5項の規定は、適 用しない。	

別表第2

1 換気に関する基準	(1) 空気調和設備又は機械換気設備は、適正に維持管理すること。(2) 観覧場の空気中の炭酸ガスの含有率は、1,000,000分の1,500以下に保つこと。(3) 特定観覧場においては、浮遊粉じんの量、温度及び湿度が、規則で定める基準に適合していること。
2 照明に関する基準	照明設備は、適正に維持管理すること。
3 清潔に関する基準	(1) ねずみ、昆虫等の駆除を定期的に行い、興行場を常に清潔に保つこと。(2) 入場者が利用する場所を定期的に消毒すること。(3) 便所は、常に清潔に保ち、臭気の流出を防止することができる措置を講ずること。(4) 水を飲用に供する設備を設ける場合は、これに水道水を供給し、常に清潔に保つこと。
4 その他の基準	(1) 傷病に対する応急手当をする場合に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。(2) 定員を超えて観覧させないこと。